

令和4年以降、5年に一度水稲作付が必要です！ 「5年水張りルール」について

鳥取市農業再生協議会

令和4年度から交付対象水田の考えが再徹底され、令和4年から5年間一度も水稲の作付が行われない農地は交付金の対象としない方針が示されました。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

ア 被災した農地、道路又は所要の用水を供給しうる設備が災害復旧事業の対象となり、

水稲の作付けが困難であることが確認できること

イ 農業基盤整備事業等の対象となり、水稲の作付けが困難であることが確認できること

なお、次の全てに該当する場合は、水稲の作付けが行われたものとみなします。

ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること

イ 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること (経営所得安定対策等実施要綱抜粋)

転作作物が定着している水田では、畑地化促進事業を活用した畑地化や、地域の状況に応じてブロックローテーションの導入等を検討してください。

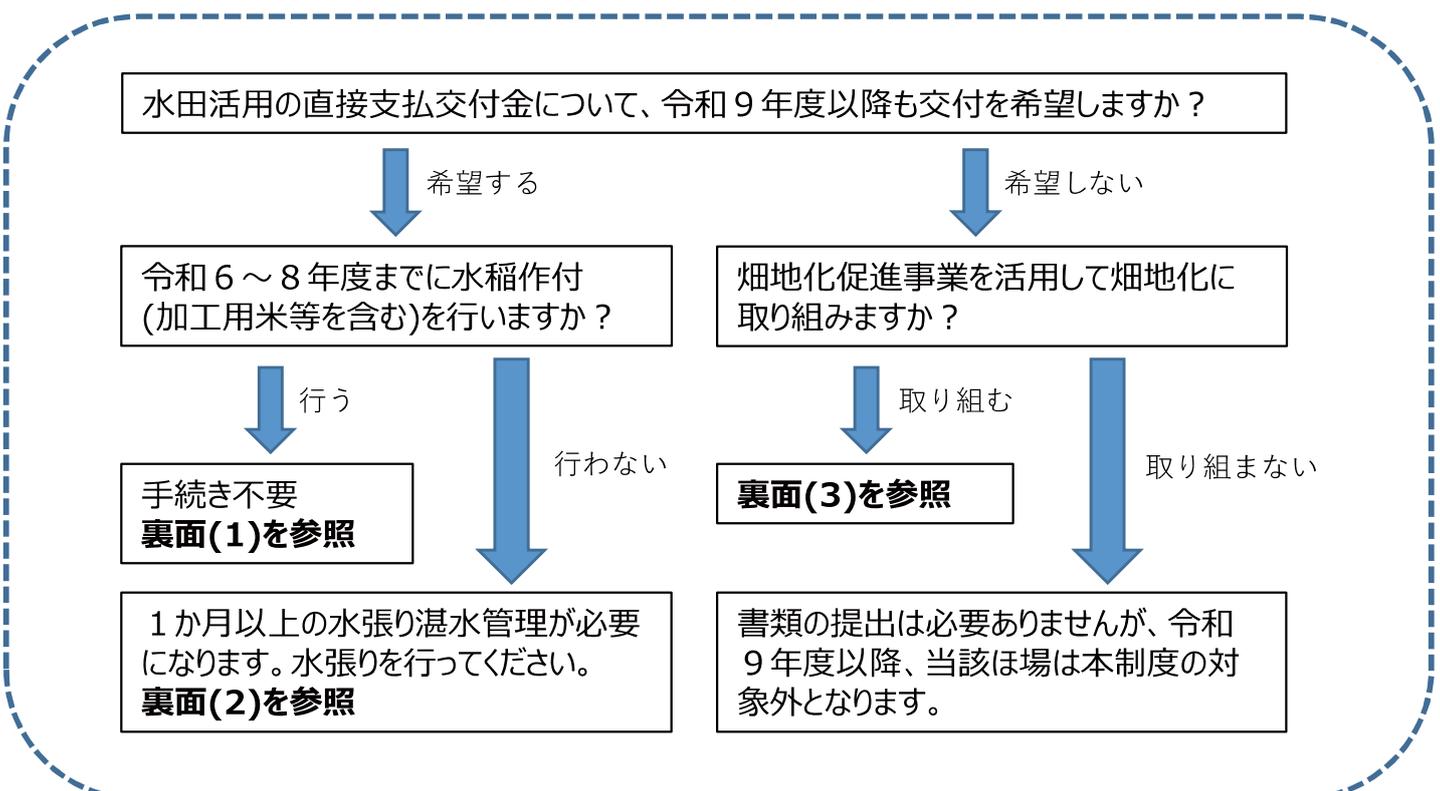
【具体例】

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	備考
ほ場A	大豆	野菜	麦	麦	麦	麦	R9から対象外
ほ場B	大豆 ※水張り	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	R10から対象外
ほ場C	水稲	水稲 (飼料米)	水稲 (飼料米)	自己保全	麦	水稲	R15から対象外

■ : 水稲作付年度

■ : 交付対象外年度

【対応確認フローチャート】



【手続き】

(1) 令和6～8年までに、対象水田について水稲作付を行う方

当該期間中に対象ほ場にて水稲作付を行ってください。実施の有無は、提出いただいた営農計画書および現地確認等で判断しますので、別途手続きは不要です。

(2) 令和6～8年までに、対象水田について水稲作付を行わない方

まずは農業再生協議会の各窓口へご相談の上、次の①～④の手順に沿って実施し、必要書類を提出してください。

- ①「水張り（湛水管理）実施計画書」を実施する1か月前までに提出してください。
- ②当該期間中に、対象ほ場にて1か月以上の水張り（湛水管理）を行ってください。
実施したことを証明できるよう、水張り開始日の写真と、水張り開始から1か月後以降の写真を「水張り（湛水管理）写真記録表」に貼り付け、提出してください。
- ③水張り（湛水管理）完了後、作物の栽培を行ってください。
- ④水張り（湛水管理）後の作物を収穫したところで「連作障害確認表」を提出してください。

※上記手順で確認が出来ない農地は、湛水管理が行われたとは見なしません。

【提出書類】

- ・水張り（湛水管理）実施計画書
- ・水張り（湛水管理）写真記録表
- ・連作障害確認表

(3) 畑地化促進事業を活用して畑地化に取り組む方

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者は、下記の支援が受けられます。ただし、一度畑地化支援・定着促進支援の交付を受け畑地化した農地については、今後、水田活用の直接支払交付金の対象となることはできませんのでご注意ください。

対象作物	畑地化促進事業	
	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14万円/10a	2万円(3万円)/10a×5年間 <分割> もしくは 10万円(15万円)/10a <一括> ()内は加工・業務用野菜等の場合
畑作物 (麦、大豆、飼料作物、 子実用とうもろこし、そば等)	14万円/10a	2万円/10a×5年間 <分割> もしくは 10万円/10a <一括>

【交付対象農地および要件】

- ・水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であること
- ・隣接した農地で、概ね団地化を形成していること
- ・前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金等の交付対象となっている作物が作付けられていること
- ・取組開始年から5年間継続して高収益作物またはその他畑作物を作付けすること

※令和6年度の畑地化支援・定着促進支援の国による要望調査は終了しています。

ご希望の場合は、令和7年度以降の事業活用をご検討ください。